

岸和田市文化振興条例（公布：平成25年3月26日条例第6号 施行：平成25年4月1日）

私たちのまち岸和田は、海から山まで四季折々の美しく豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統ある城下町として栄えてきました。勇壮で優美なだんじり祭をはじめ、地域に根ざした伝統行事は、市民一人ひとりを結束させ、今日まで引き継がれ、また、市民自らが主体となって活発に文化を創り、育んできました。

私たちは、これらの誇るべき文化を先人から継承し、将来に向けてさらに発展させていかなければなりません。

文化は、すべての人々が生きる喜びを感じ、心豊かな生活を送る上で不可欠なものです。とりわけ、次代を担う子どもたちが感性を磨き、生きる力を育てていくために重要な役割を果たします。また、文化は人々の相互理解と尊重、交流を促進し、様々な分野で波及効果を生み出すとともに、新たな創造を生み、地域社会を活性化させます。

社会情勢が変化していく中、人と人とのつながりの大切さや、文化の意義を次代へ引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの重要な責務です。市民と市が連携し、誰もが心豊かに暮らせる文化のまち岸和田を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市における文化の振興に関し、その基本原則を定めるとともに、市、市民及び団体の役割を明らかにすることにより、文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって個性豊かで創造に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)が対象とする文化芸術をいう。
- (2) 市民 市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内で文化に関する活動(以下「文化活動」という。)を行う人をいう。
- (3) 団体 市内で文化活動、企業活動等の事業活動を行う法人その他の団体をいう。

（基本原則）

第3条 文化の振興に当たり、市、市民及び団体が留意すべき基本原則は次のとおりとする。

- (1) 市民一人一人の自主性及び創造性を十分に尊重すること。
- (2) 文化を創造し、享受し、参加することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく文化を身近なものとして感じられるよう環境の整備を図ること。
- (3) 文化の多様性を尊重するとともに、その他の分野との関係において連携を図ること。
- (4) 地域に根ざした文化を市民の財産として育み、次代に引き継ぐこと。
- (5) 文化を担う人材の発掘及び育成を図ること。

（市の役割）

第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、文化の振興に関する施策の実施に当たり、市民及び団体との協力及び連携を図るよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、自らが文化を担う主体として、文化活動を行うよう努めるものとする。

2 市民は、自らが文化活動を行う場合にあっては、当該文化活動を通じ、文化の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 市民は、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（団体の役割）

第6条 団体は、広く市民の文化活動を支援するよう努めるものとする。

2 団体は、自らが文化活動を展開する場合にあっては、当該文化活動を通じ、文化の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 団体は、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（文化振興計画）

第7条 市長は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化振興計画(以下「振興計画」という。)を策定する。

2 市長は、振興計画を策定するに当たっては、産業、観光、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮しなければならない。

3 市長は、振興計画の策定に当たっては、別に条例で設置する岸和田市文化振興審議会の意見を聴くとともに、市民及び団体から意見を聴取するものとする。

4 市長は、振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 市長は、振興計画の適切な実施を図るため、必要に応じ、その検証及び評価を行うよう努めなければならない。

6 市長は、前項の検証及び評価の結果、必要に応じ、振興計画の変更その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、振興計画の変更について準用する。

（文化活動の機会の充実）

第8条 市は、市民及び団体が文化に対する関心及び理解を深めることができるよう、文化を創造し、発表し、又は鑑賞する機会の充実に努めるものとする。

（文化施設の整備及び公共施設の活用）

第9条 市は、文化施設の整備及び文化活動の支援を目的とした既存の公共施設の活用を図るよう努めるものとする。

（文化財及び景観への理解）

第10条 市は、市民及び団体が文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項に規定する文化財をいう。以下同じ。)に親しむことができる機会の充実に図り、文化財に対する理解の促進に努めるものとする。

2 市は、市民及び団体の地域の自然環境及び歴史的景観との調和のとれた景観の形成に対する理解の促進に努めるものとする。

（専門家、研究者等との交流及び連携）

第11条 市は、文化の向上を図るため、文化に関する専門家、研究者等との交流及び連携に努めるものとする。

（子どもの文化活動の充実）

第12条 市は、次代を担う子どもが行う文化活動の充実に図るため、子どものそれぞれの心身の発達状況に応じ、文化を鑑賞、体験又は創造することができるよう、福祉、教育等関係団体との連携に努めるものとする。

（高齢者、障害者等の文化活動の充実）

第13条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実に図るため、自主的な活動が活発に行えるよう環境の整備に努めるものとする。

（生涯学習活動との連携）

第14条 市は、市民が文化に対する理解を深めることができるよう、生涯学習活動を行う市民及び団体との連携に努めるものとする。

（情報の収集と提供）

第15条 市は、市民及び団体の文化活動の促進に資するため、文化に関する情報の収集を図るとともに、これを提供するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第16条 市は、振興計画に基づく施策の実施のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（表彰）

第17条 市長は、文化の振興に関し特に功績のあった者又は団体を表彰することができる。

（その他）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。